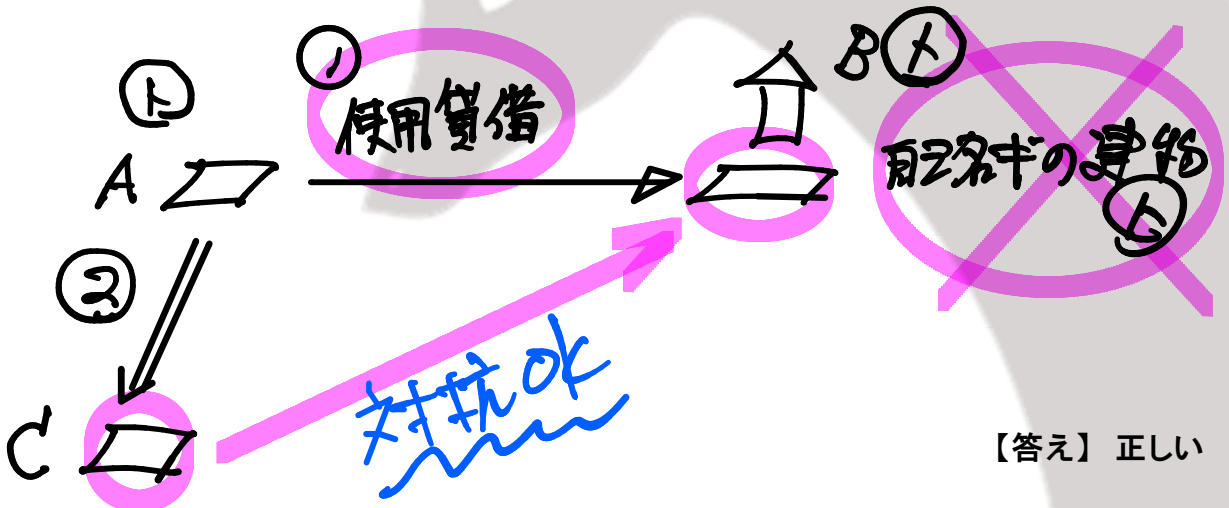


使用貸借 H19-13-2 <<#371>>

【問】 正誤をつけよ。

Aが所有者として登記されている甲土地に、Bが所有者として登記されている乙建物があり、CがAから甲土地を購入した。BがAとの間で甲土地の使用貸借契約を締結していた場合には、Cは、Bに対して建物を収去して土地を明け渡すよう請求できる。



《ポイント1》

- **借地権** 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権をいう。（借地法 2 条 1 号）
- ⇒ **使用借権(使用貸借)について、借地借家法の適用はない**

《ポイント2》 **使用借権**

- ・民法使用借権について、**第三者対抗力がない**
- ⇒ **目的物の新所有者に対抗できない**

なお、不動産登記法上、**使用借権については、登記することができない**